

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」

の全面施行から一年を振り返って

大正13年の7月1日に人口約5万人で誕生した本市は、今や、その30倍以上の154万人を超える都市へと発展しましたが、その理由の一つには、出身地や文化的背景が異なる多様な人々が集い、働き、暮らす中で、多様な考え方や人々を受け入れる高い受容性があったからだと考えています。

本市では、こうした背景などを踏まえ、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人々が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる「多文化共生社会」の実現を目指して取組を進めてきました。

また、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、多様性と平等を尊重し、着実に実施してきました。

しかしながら、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている状況を踏まえ、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要があり、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元年12月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）」を制定しました。

令和2年7月の条例の全面施行後、一年が経過しますが、この間、様々な御意見が寄せられる中で、この一年を条例に基づき具体的な取組を進めていく重要な一年と捉え、日本国憲法の保障する「表現の自由」に留意した上で、慎重かつ丁寧に、この条例を運用してきました。

こうした中、昨今、J R川崎駅東口駅前を中心に、街宣活動が定期的に行われるようになり、その都度、駅前周辺が騒然となる状況に鑑み、この条例の制定に至った経緯等を振り返りながら、改めて、私の「思い」を率直に市民の皆様方にお伝えしなければならないとの考えに至りました。

現在、解釈の誤りや見解の相違による不適切な表現は散見されますが、この条例の「禁止規定」に抵触するような言動は確認されていません。これは、条例の要件に該当する行為に対して、本市が「罰則」をもって臨むという強い姿勢を打ち出したことによるものであると判断しています。

しかしながら、特定の団体等による街宣活動が行われる度に、駅前周辺が騒然とした状況になることについては、大変残念なことであると認識しています。

そもそも、ある言論に対する対抗言論は認められるものと考えていますが、大きな妨害音を絶えず発することにより、言論そのものを封じ込めてしまう行為は、民主主義そのものの否定に繋がると認識しており、公共の場所で行うものである以上、演説を行う者も、それに反対する者も、その双方に節度のある態度を求めたいと思います。

いかなる差別的言動も許されるものではありませんが、「禁止規定」に抵触するとは言えないものにまで、川崎市という公権力（行政機関）が直接的にこれを排除しようとすることは、公権力を行使する行政機関の長として、日本国憲法上、非常に危険なことであり、この条例に対する信頼をも損なうことになりかねないと考えています。

また、公の施設の使用許可に関する事件ではありますが、「泉佐野市民会館事件最高裁判決（平成7年3月7日第3小法廷判決）」では、「集会の目的や集会を主催する団体の性格そのものを理由として、使用を許可せず、あるいは不当に差別的に取り扱うことは許されない」ということが示されており、この考え方は、街宣活動にも参考にできるものとして判断しています。すなわち、公共の場所で行われる街宣活動について、その言動の内容によらずに、街宣活動を行う団体の性格そのものを理由

として、不当に差別的に取り扱うことは許されないと考えています。

駅前周辺が騒然となる状況での言動については、いわゆる「差別的言動解消法」や、この条例の立法の契機となったものとは異なるものであり、「条例が機能しておらず、市は条例を適切に運用すべきである」との声も寄せられていますが、全般的な外れの指摘であると判断しています。

この条例を適切に運用するとは、この条例に定めた「ルール」に則り、粛々と対応していくことであり、まさに、それに尽きる話であって、それ以上のものでも、それ以下のものでもないと考えています。

また、条例の要件に該当するインターネット表現活動については、「川崎市差別防止対策等審査会」への諮問を行い、同審査会の意見を聴いた上で、市として「拡散防止措置」として、各サイトの事業者に対して、削除の要請を行っています。

削除の要請に応じない事業者がいるものの、各事業者が削除の要請に応じるか否かの判断を行うことは承知していたところであり、ある意味、想定範囲内のことではありましたが、概要の公表を行うことで、啓発の効果が出てくることを期待しています。

人権に関する施策については、教育や啓発の取組が重要であり、いずれも息の長い継続した取組が必要であると認識しています。

今後も、引き続き、この条例に定めた「ルール」に則り、「あらゆる差別を許さない」との決意を持って、差別を生まない土壌を築き、公正な社会の実現を目指して、この条例を適切に運用してまいります。

令和3年6月30日

川崎市長 福田紀彦